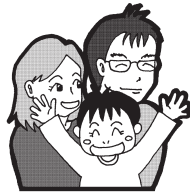


平成9年4月25日 第3種郵便物認可

2013年 夏季号
第39号

民主党川崎市議会議員団
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第二庁舎内
http://minshu-kawasaki.jp/

The Democratic Party of Japan
民主党



民主党川崎市議会議員団 川崎市議会議員

おだ かつひさ PRESS



〒216-0003
川崎市宮前区有馬6-6-1 五十嵐ハイツ102号
TEL & FAX: 044-856-5456
E-mail: oda@odakatsu.com
URL http://odakatsu.com/

連絡先



いまこそ
理想と決断

どうしたら「虐待」される児童を救えるか たとえ「望まない妊娠」でも、新生児に明るい未来をもたらせるか — 私たちの社会が試されています。



市内でも急増する児童虐待をなくしたい

川崎市においても、市内3カ所の児童相談所に対して児童虐待相談が急増しています。

それも第三者からの通報が始まる事が多く、また虐待をしている可能性のある親が子どもを簡単に児童相談所に預けるはずもないため、子どもを保護するタイミングが本当に難しいケースが増えているのです。

このように児童虐待をとりまく状況の改善は喫緊課題との認識から、昨年10月の第3回定例会において、「子どもを虐待から守る条例」を議員提案で成立させました。

これを受けて、川崎市は本年1月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定し、これに基づいて、児童虐待に至らないように子育ての孤立感や負担感を緩和するとして「身近な子育て支援の強化」の視点から役割の推進体制整備を行いました。

区役所においては「児童家庭課」を新設。さらに、「市役所こども本部」に「児童家庭支援・虐待対策室」を新設し、児童虐待防止施策を全庁的に推進する体制整備を行いました。現在、以上の基本方針に基づいて具体的に施策を推進するため、本年度中に「事業推進計画」を策定するスケジュールとなっていますので、引き続き議論を進めて参ります。

相談・通告件数及び種別件数

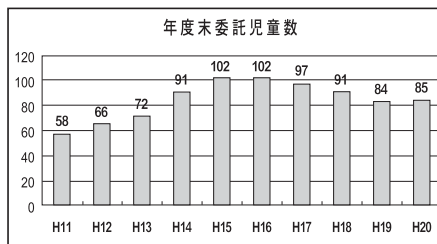
	合計	種別			
		身体的	ネグレクト	性的	心理的
20年度	724	263	226	12	223
21年度	751	250	212	15	274
22年度	1,047	360	246	9	432
23年度	1,320	355	306	11	648
24年度	1,237	313	252	18	654

「施設養護」から「里親委託」を優先する原則とは

平成24年3月に改正された厚生労働省「里親委託ガイドライン」によると、里親制度は「何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度」としています。

さらに、①里親家庭に委託することにより、特定の大人との愛着関係の下で養育されることで、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる。②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる。③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、など「里親制度」の有効性を指摘し、子どもの社会的養護では「里親委託」を「施設養護」よりも優先して検討するべきという「里親委託優先の原則」が明らかにされています。ちなみに欧米主

要国では、単純な比較はできないにしろ、おおむね半数前後が里親委託になっているといわれています。



里親の養育負担の軽減など支援の充実は課題

全国的には社会的養護のうちでも「施設養護」が主流です。要保護児童の里親委託率は10.4%にすぎません。川崎市においては、社会的養護が必要とされて、乳児院、児童養護施設および里親に入所または委託されている児童はここ数年約370名前後で推移しています。このうち約23%が里親家庭において養育されています。全国と比較すると川崎市の里親委託率は高いといえますが、平成16年をピークに里親委託が減少しており、里親委託拡充は大きな課題となっています。

里親委託を進める上での課題としては、①里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な「登録里親」が少ない。また里親の希望する性別、年齢、養子の可能性などの条件が合わない、等の「登録里親確保」の課題 ②施設ならなくても、里親委託に対しては不可、といった「実親の同意を得ることが難しい課題」 ③発達障害などの児童が抱える問題が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えているといった「児童問題の複雑化の課題」 ④委託里親の養育負担の軽減や、養育不安の解消など、日常的にバックアップするための「里親自体を支援する体制の課題」などが挙げられます。

川崎市においても、高齢によるもの、仕事や介護など家庭の事情などにより、里親登録をとりやめるケースも多く、里親登録者の世代交代も課題となっています。

以上の観点から「子どもを虐待から守る」条例では、里親の養育負担の軽減など、里親への支援の充実に盛り込んだのです。

「特定妊婦」による「望まない妊娠」から子どもをどう守るか

出産後の養育について、出産前からすでに支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を「特定妊婦」といい、これは児童福祉法で定義づけられています。そして「未婚」、「若年出産」など「望まない妊娠」によって、出産しても養育できない、養育しないという「妊婦」とも同義語とされています。

平成24年7月の国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によると、平成22年4月1日から23年3月31日までの12か月間の統計では、子どもの虐待死事例が98人うち、心中以外の虐待死事件が51人です。

この51人の内訳をみると、0歳児の死亡が23人、構成割合で45.1%と大きな割合になっておりますが、さらに0歳児の月齢をみると、生後1か月に満たない「0日・0か月児」が12人と最多となり、生後1か月に満たない0歳児ほど犠牲となる傾向が強くなるかかえるのです。ほとんどが「母子健康手帳の未発行」かつ「妊婦健康診査未受診」とのことです。

川崎市でも平成25年度から区役所においても専門家を配置して、「特定妊婦」への相談支援体制の強化が図られました。

「赤ちゃんの特別養子縁組」は「生まれたその日から」の幸福につながる

「望まない妊娠」による出産で生まれた新生児を「育てたい」という家庭（養子縁組を希望する里親）に、生まれた病院からすぐに橋渡しをする「赤ちゃんの特別養子縁組」制度（正式名称は「特別養子縁組を前提とした新生児里親委託」制度）をすすめる愛知県の取組みが目玉されてきました。そして平成23年3月に、この先進的な取組みを国も正式に評価するに至りました。この政策転換は、民主党政権下の大きな成果の一つだと思います。

そもそも、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」の大きな違いは、実親と子どもとの関係です。「普通養子縁組」の場合は、戸籍の続柄記載は「養子・養女」となりますが、「特別養子縁組」の場合には、実親との関係を法的に絶ち、養父母との間に実親子と同様の関係を成立させることになり、戸籍の続柄記載も「長男・長女」となります。

「赤ちゃんの特別養子縁組」制度は、「望まない妊娠」による出産で生まれた新生児の命を救うだけでなく、妊娠中の妊婦が安心して出産を迎える環境をつくることにも、迎える里親の側も自然に親子関係を紡ぐことができ、赤ちゃんは生まれたその日から、少なくとも数日中に「愛着の対象」を持つことができるのと利点があります。妊娠中から切れ目のない支援として有効な方法とされています。

ただし、子どもが成長していく上で、障害や病気、実親が自分で育てたいという意向の変化など、里親の養育継続に困難が生じる可能性に対する課題があります。平成23年3月まで、国が「赤ちゃんの特別養子縁組」を推奨制度として認定できなかった課題点でした。

川崎市において、特別養子縁組は、毎年数件ありますが「赤ちゃんの特別養子縁組」の前例はありません。現在、国のガイドラインの内容を踏まえ、積極的に制度を活用できる環境づくりを求めています。